



埼玉県報

第 2741 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 20 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 災害オペレーション支援システム機器等賃貸借に関する入札公告（消防防災課）
- 映像情報提供システム等機器等賃貸借に関する入札公告（消防防災課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九号中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千七百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人色彩みらい

三 代表者の氏名

宮口 成子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台西二丁目十三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市及び近隣の子育て世帯の方に対し、愛情豊かで健やかな保育と保護者の方へ育児支援サポートを行い、国の基礎となる人間の育成の補助、そして子どもを生み育てやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すきっぷ

三 代表者の氏名

小菅 公江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市栄一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童・生徒および障害者手帳を有する普通学級に在籍する児童・生徒およびそれに相当する児童・生徒に対し、放課後や長期休業中も充実した生活を送れる場を保障し、子どもたちが集団生活の中で様々な体験を通して、協調性・社会性を身につけることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ

三 代表者の氏名

大野 奈美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市藤波二丁目二百二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者、知的障害児・者に対し、放課後等デイサービス及び生活介護事業を行い、発達障害児・者、知的障害児・者とその家族の日常生活の充実に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯能釣り振興会

三 代表者の氏名

山口 嘉一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字宮沢二十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象として、釣り教室の開催、魚の放流・増殖や環境保全活動を行い、飯能地域の釣りの普及・振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベストプレイス

三 代表者の氏名

森屋 偉作

四 主たる事務所の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百十二番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、様々なふれあい事業を通して、地域交流の増進に努め、互いに支え合いながら孤立せず、生き生きと暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千八百八十四号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

川越市	平成二十五年度	地籍図十二枚	高階第二（大字	平成二十七年
	平成二十六年	地籍簿一冊	砂新田、大字下	十月十四日
			新河岸の各一部	
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年月日
				証

告示

埼玉県告示第千八百八十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一〇 ㊦	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間	
		03C091865	一	船舶		
						平成二十六年十月二日
						平成二十七年三月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称						
千葉県南房総市富浦町多田良千二百五十四番地の七十五						
富浦町漁業協同組合						
免税証を交付した事務所						
埼玉県自動車税事務所						
亡失年月日						
平成二十七年三月三十一日						

告 示

埼玉県告示第千百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害オペレーション支援システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から平成28年2月29日（月）までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料の支払いの対象外とする。

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の一に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課災害対策担当 大藏、西 電話048-830-8181（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月2日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月1日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月1日（火）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部消防防災課 平成27年12月2日（水）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年11月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年11月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Lease and maintenance of the disaster operation support system.

(2) Time-limit for tender

By electronic bidding system: 10:00 a.m. December 2, 2015

By mail: 5:00 p.m. December 1, 2015

In person: 5:00 p.m. December 1, 2015

(3) Contact Information

Fire and Disaster Prevention Division, Department of Crisis Management and Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-8181

告 示

埼玉県告示第千百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

映像情報提供システム等機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から平成28年2月29日（月）までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料の支払いの対象外とする。

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の一に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課災害対策担当 大藏、西 電話048-830-8181（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月2日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月1日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月1日（火）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部消防防災課 平成27年12月2日（水）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年11月13日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年11月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Lease and maintenance of the video information providing system.

(2) Time-limit for tender

By electronic bidding system: 10:00 a.m. December 2, 2015

By mail: 5:00 p.m. December 1, 2015

In person: 5:00 p.m. December 1, 2015

(3) Contact Information

Fire and Disaster Prevention Division, Department of Crisis Management and Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-8181

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年六月二十五日

指令川建セ第二七〇〇一八〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十月十五日

川建セ第二七〇〇五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山千五百四十九番五、千五百四十九番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市南町十六番四

有限会社 幸和開発 代表取締役 関 俊一